



皇學館大學 神道研究所 所報

第四十号
発行所
伊勢市神田久志本町1704
皇學館大學神道研究所
電話 0596(22)0201

目次

- 「国家神道論」研究余滴 新田均…(1)
- 空蟬から本居宣長の「現御身・御靈」論まで マーク・テューエン…(4)
- ドイツの絵馬堂 櫻井治男…(9)

「国家神道論」研究余滴

新田均

はじめに

わたしは今年の五月に神道史学会で研究発表の機会を与えられた。この時「国家神道」概念についてというテーマを選んだ。また、十月には新人物往来社編『日本「神社」総覧』の「国家神道と神道指令」という項目を執筆することを依頼された。

わたしが従来取り組んできた研究は、明治前半期の宗教行政を史料に基づいてトータルに捉え直すことを目的としている。ところが、二つの機会を切っ掛けとして、近代の宗教行政に対する解釈史、言い換えれば、「国家神道」の研究史を整理する必要性を痛感させ

られた。そこで、現在その作業を進めているところである。この作業の完成には、まだ当分かかりそうだが、その過程で気づいたことがある。ここではそれについて若干述べてみたいと思う。

以前わたしはある論文の中で「そもそも、国家神道という言葉が戦前の宗教行政史を研究する際の鍵概念として用いられるようになった契機は、占領軍が発した神道指令の中で、この言葉が使用され、定義(?)されたことにあつた。」と書いた。神道指令は「国家神道は軍国主義者および超国家主義者によって国民の間に軍国主義的精神を育成し、膨張的な戦争を正当化するのに利用された。」との認識

に立ち、「神道が右のイデオロギーを宣布する媒体として利用される危険を除くために、神道を国家から分離し、教育制度から除去」することを目的としていた。戦後、近代史研究の多くがそうであつたように、近代宗教行政史の分野においても戦争原因の追求が重大なテーマとなった。その際、元凶としての「国家神道」は自明のこととされ、神道指令に欠けていた国家神道の成立と展開に関心が向けられてきた。しかし、戦争の元凶としての国家神道という認識は、それ程自明のものなのであろうか。

「国家神道」という概念を最大限に拡大したのは、わたしの見るところ村上重良氏である。村上氏は明治初期から敗戦までを「国家神道」という単一概念で記述している。そして、一九三〇年代以降を「国家神道」の絶頂期とし、治安維持法、同法による宗教の弾圧、宗教団体法を国家神道に包含して論じている。この論じ方は適切なものだろうか。

一、戦争の原因との関係

「日本の近代は、こと思想、宗教にかんするかぎり、国家神道によって基本的に方向づけられてきた。」いいかえれば、「国民の生活意識のすみずみにいたるまで、広く深い影響を及ぼした。」この「国家神道」が満州事変以降

寄贈父兄会

「絶頂期を迎え、国民にたいする精神的支配の武器としての真価を、遺憾なく発揮^⑤」し、

「軍国主義に対応する侵略思想を前面におし出して、日本を神国とし、侵略戦争を聖戦とする八紘一宇の主張が、国体の教義の根幹とされた^⑥。これが村上氏の「国家神道」及び「国家神道」と戦争の関係についての基本的理解である。要するに、日本近代の「国家神道」政策が原因となって、戦争という結果が生じたというのである。

「国家神道」を語る場合には、このような理解が一般的のようである。津地鎮祭違憲訴訟における最高裁の判決も、基本的にはこの理解に立っている。

しかし、関心を「国家神道」研究に限定しないで、戦争と復古調をおびた戦争イデオロギーとの関係の理解という分野に広げてみると、それとは異なる見解の存在に気づく。

竹山道雄氏は「昭和の精神史^⑦」の中で次のように述べている。

「昭和の超国家主義は、封建時代の継続的發展ではなかった。むしろ、封建体制や精神を克服してあたらしい段階に入った明治の体制を、さらに克服しようとしたものだった。それは否定の否定だった。およそ歴史が一世紀も前のままからの変らぬ力によって展開するとうような不合理不自然なことはあるはずはなく、あったためしもないが、昭和の日

本もその例外ではなかった。

激動する現代世界の中であって、みずからもその激動の一因子であった者が、一九二〇年三〇年代の世界に共通の衝撃をうけて、ついにあのようなことになった。主役は近代であり、歴史的遺制はわき役にすぎなかった。人の目をあざむく古めかしい仮装はたくさんあったけれども。

あのころの世界に共通の衝撃については、ここに記すことはしない。これによって多くの国がはげしく動揺し、それぞれ自分の個性にしたがった行き方で変容した^⑧。

「軍人は天皇を崇拜し、日本刀を下げ、神がかりの古代の言葉をあやつった。陰謀と暗殺は相ついだ。いつのまにか、異様な歴史色がひろがってわれわれをおどろかせ訝らせた。……いよいよ危機が切迫してどうにも打開がむつかしくなってきたから、痴呆的な原始古代の様式が世を風靡した。

あのように合理的にはまったく無意味なところが、情勢の苛烈化にともなうて国民全体の主観の中に高い価値としてうかがいがかった。あのようなことがどうして現代におこりえたのだろうか？すべては前近代的なものが復活して支配したからではなかったろうか？

この印象が圧倒的だったから、あの近代戦は古代人がしたものだ、と思われている。あまりうまい比喻ではないが、つぎのよう

な場合を考えてみる。——、ひとりの男が酒

によって、「人ふれば人を斬り、馬ふれば馬を斬る」という漢詩を放歌高吟して、暴れだしたとする。この場合に、この男の乱暴の原因はアルコールによる昂奮であり、漢詩ではない。この男はその昂奮を、かねてから覚

え知っている形によって発散したのである。危機における国民のあがきも、歴史的に成立した形によって表現される。ことに対外困難の際には、歴史はつねに大きな頼る力である。ソ連でも、戦争中は共産主義はひつこんで歴史が表に出た。歴史的前後の関係を回想するとき、日本のあの復古調は危機感によって生れ、それに追われて深化したものだ。事実が先にあつて、それから神話がひろがった。近代戦がはげしくなるにつれて、古代が復活してきた。原因が先にあつて、それから潜在していた前提条件が顕在化してきた^⑨。

ここで竹山氏は、対外危機や戦争が原因で復古調はその結果である、との理解に立っている。そして、その対外危機や戦争を一九二〇年以降に限定している。

対外危機や戦争の結果として戦争イデオロギーを理解するのは、林房雄氏も同じである。けれども、林氏の場合は、その対外危機や戦争をもっと長い物差しで捉えている。

「私は自分にたずねる。明治大正生れの私たちは『長い一つの戦争』の途中で生れ、そ

の戦争の中を生きてきたのではなかったのか。私たちが『平和』と思ったのは、次の戦闘のための『小休止』ではなかったか。徳川二百年の平和が破られた時に、『長い一つの戦争』が始まり、それは昭和二十年八月十五日にやつと終止符を打たれた——のではなかったか。

『明治以来五十年の軍国主義教育』は、その以前に、『戦争教育を必要とする戦争事実』が発生していたことを示すのではないのか。たしかに、発生していた。明治維新をはるかにさかのぼるある時期に、『東漸する西力』に對する日本の反撃戦争が開始されていた、と私は考える。……戦争教育のみについてみても、日本の軍国主義教育は明治以降のもではなく、維新のはるかな前から始まっていた。『富国強兵』という標語も明治以降のものではない。弘化、嘉永、安政のころから、多くの思想家によって発言されている。そのころの『富国強兵』は同時に『攘夷論』であった。

「私は『大東亜戦争(太平洋戦争)は百年戦争の終曲であった』と考える。」

「事実上の戦争状態はペルリ来航のはるか以前に発生していた。その思想的表現として水戸斉昭・藤田東湖の『攘夷論』、平田篤胤とその門人たちの『日本神国論』が生れたと見ることが出来る。即ち『抗戦イデオロギー』の発生であり、『戦争教育』の開始であった。」

林氏の対外危機や戦争と戦争イデオロギーに関する理解は、『日本が実行した『東亜百年戦争』は、この(西洋列強の)植民地主義、征服主義から脱出するための努力であり、奮闘であった』という解釈を前提としている。

このように、竹山氏や林氏は、戦争と戦争イデオロギーの因果関係について、村上氏とはまったく反対の見解に立っている。

二、人権指令との関係

村上氏は、『国家神道』の中で、大正十四年に制定された治安維持法を「近代天皇制国家の国体の教義を守るための弾圧法であった」と述べている。治安維持法は、『国家神道』を守るための弾圧法であったというのである。

そして、同法に基づく一連の宗教弾圧を「国家神道体制のもとでの日本の国家権力は、宗教的性格をもち、版図内の全宗教の正邪を判定する立場にあった。近代天皇制の国家権力によって、近代的な法治国家では類例のない苛酷な宗教弾圧がくりかえされた必然性が、ここにあった。」と理解している。また、昭和十四年制定の宗教団体法を「天皇制ファシズムによる宗教の統制と利用を完璧にするための宗教法であった」とも述べている。

村上氏のいうように、治安維持法や宗教団体法が「国家神道」体制を構成する重要な要

素であり、神道指令の中心点が「国家神道の廃止を主眼とする徹底的な政教分離の実施にあった」とすれば、この二法は昭和二〇年十二月十五日の神道指令によって廃止されてしかるべきである。ところが、実際にこの二法を廃止したのは、同年十月四日の人権指令であった。

とはいえ、占領軍にとって人権指令が「国家神道」の解体を意図した神道指令と一連のものであったとすれば問題はない。ところが、史実の教えるところは、そうではない。GHQは当初、国家神道の解体という課題を意識していなかった。そのGHQが「国家神道」の解体を意識しだすのは、昭和二〇年十月八日に日本の新聞が、その前日にワシントンで、国務省極東部長兼S W N C C極東小委員会委員長のジョン・カーター・ビンセントが米国民向けに行なった放送の主旨を「神道の公的地位廃止される」などの見出しでいっせいに報道してからである。

GHQが治安維持法や宗教団体法を政治的、社会的、宗教的自由に對する制約であると考えていたことは間違いない。しかし、その撤廃によって「国家神道」を解体しようとしたわけではない。となれば、治安維持法や宗教団体法を単純に「国家神道」に含める理解は、再考を要するのではなからうか。

おわりに

戦争原因の追求としての「国家神道」研究は、近代宗教行政史という極めて限定された領域の中で、神道指令の認識を自明の前提として行われてきた。その際、近代の複雑な国内外の政治過程は考察の外にあった。近代日本の背負った課題の中で、宗教行政が第一位を占めていたわけではないのであるから、それでは木を見て森を見ず、の非難を免れない。小稿でとりあげた事柄は、そのことに関する細やかな問題提起である。

註

- (1) 拙稿「神道非宗教論の展開―統神社非宗教論再考序説―」(『法と秩序』一〇二、昭和六三年五月)四七頁。ただし、これは「国家神道」が神道指令によってはじめて使用された言葉であるという意味ではない。これについては、阪本是丸「近代の皇室祭儀と国家神道」(大原康男・百地章・阪本是丸共著『国家と宗教の間』日本教文社、平成元年十一月)二一九頁以下参照。

- (2) 「国家神道」(岩波書店、一九七〇年十一月)。村上氏には国家神道に関する多数の論稿があるが、論旨に相違がないので代表的な一冊だけをあげた。

- (3) 村上「前掲書」ii頁。

- (4) 村上「前掲書」一一頁。

- (5)(6) 村上「前掲書」八〇頁。

- (7) 講談社学術文庫、昭和六〇年七月。

- (8) 竹山「前掲書」一〇一頁以下。
 (9) 竹山「前掲書」一一九頁以下。
 (10) 「大東亜戦争肯定論」(番町書房、昭和四五年十一月)一八頁。
 (11) 林「前掲書」二二頁。
 (12) 林「前掲書」二七頁。
 (13) 林「前掲書」三〇頁。
 (14) 林「前掲書」五三五頁。
 (15) 村上「前掲書」一九七頁。
 (16) 村上「前掲書」二二七頁。
 (17) 村上「前掲書」二〇四頁。
 (18) 村上「前掲書」二二三頁。
 (19)(20) 阿部美哉「政教分離―日本とアメリカにみる宗教の政治性」(サイマル出版会、一九八九年十二月)四一頁。
 (皇學館大學助手・神道研究所所員)